

# ふるさと納税に係る更正の請求書の作成例

## 対象となる方

- ◆ 所得税の確定申告を行う場合、「ふるさと納税ワンストップ特例」（以下「ワンストップ申請」という。）の申請書を提出していても、ワンストップ申請が無効になるため、ふるさと納税した全額（ワンストップ申請した分を含む。）を寄附金控除額の計算に含めて計算する必要があります。
- ◆ しかしながら、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含めずに確定申告を行い、その後、ふるさと納税に係る更正の請求書を提出する事例が散見されます。
- ◆ 本資料は、以下のような場合に該当する方のふるさと納税に係る更正の請求書の作成例となります。
  - ・ ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出
  - ・ 1か所から給与（年末調整済み）の支払いを受けている場合で、医療費控除を適用するための確定申告書（以下「当初申告」という。）を提出
  - ・ その際、ワンストップ申請をしていたため、ふるさと納税を寄附金控除額の計算に含めなかった
- ◆ ふるさと納税に係る更正の請求書をご自宅で作成するに当たり、本資料を参考としてください。

## 更正の請求書作成の流れ

- ◆ 国税庁HP確定申告書等作成コーナー（次のリンク先）からマイナンバーカードを利用して作成する際の画面の案内等となります。

<https://www.keisan.nta.go.jp/>

※国税庁HP確定申告書等作成コーナーは、更正の請求書の作成について、スマートフォンでの作成に対応していません。このため、パソコンから上記のリンク先にアクセス願います。

- ◆ 確定申告書等作成コーナーにおける作業順と本資料の画面については、次のとおりです。



- ◆ 更正の請求書の提出に当たっては、請求の理由の基礎となる事実を証明する書類の提出又は提示が必要です。（参考：[国税庁HP](#)）、ふるさと納税に係る更正の請求書の提出に当たっては、ふるさと納税の寄附金受領証明書等の提出又は提示が必要です。

画面1

国税庁 確定申告書等作成コーナー

作成コーナートップ

お知らせ

2024/03/16 令和6年熊鷹半島地震に関するお知らせ (3月16日更新)

2024/03/16 提出した申告書の内容に誤りがあった場合の手続 (修正申告・更正の請求) について

2024/01/04 給与振込を利用するには事前準備が必要です!

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。

**NEW 作成開始** > **保存データを利用して作成** >

- 新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成
- 途中で保存したデータ (拡張子が [.data]) を読み込んで、作成を再開
- 過去の申告書データを利用して作成

**ご利用ガイド**

作成の流れ 入力例 ご利用になれない方 など

提出した申告書に誤りがあった場合

令和5年分以前の申告書に誤りがあった場合は、更正の請求書・修正申告書を作成する必要があります。

→ **新規に更正の請求書・修正申告書を作成する**

→ 更正の請求書・修正申告書の作成を再開する

インボイス発行事業者は消費税の申告が必要になります

インボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、消費税の申告が必要です。免税事業者が登録を受けた場合には、申告に当たって消費税の納税額を売上税額の2割に軽減できるいわゆる「2割特例」の適用が可能です。

※ 消費税の確定申告に当たっては、インボイス発行事業者の登録を受けた方へ併せてご参照ください。また、インボイス制度の詳細は、[インボイス制度特設サイト](#)をご確認ください。

関連リンク

確定申告特集ページ 国税庁ホームページ タクツアンサー (よくある税の質問) 税務署所在地・電話番号 動画で見る確定申告

お問い合わせ ご意見・ご感想 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



提出方法選択  
「マイナンバーカード」を利用して申請される方は、こちらをクリック  
※本資料ではマイナンバーカードとスマートフォンを使用して申請する場合を説明しています。  
⇒ 画面3に遷移

提出方法選択  
「印刷して提出」を選択される方はこちらをクリック  
⇒「事前確認」画面が表示され、以降、画面3→画面9へ遷移

「新規に更正の請求書・修正申告書を作成する」をクリック  
⇒ 画面2に遷移

画面2

更正の請求書・修正申告書作成コーナー

税務署への提出方法の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

税務署への提出方法を選択してください。

マイナンバーカードをお持ちの方

スマートフォンを使用してe-Tax >

マイナンバーカード (便利!)  
パソコンに表示されるQRコードをスマートフォンで読み取る方法です。

ICカードリーダーライターを使用してe-Tax >

ICカードリーダーライターを使用します。

ID・パスワード方式でe-Tax >

ID・パスワード  
税務署で発行されたID・パスワードを利用する方法。ID・パスワード方式の届出完了通知が必要です。申告書の控えと一緒に保管していないかご確認ください。

お持ちでない方

印刷して提出 >

税理士の方が代理送信を行う場合はこちら >

その他

各提出方法を動画で確認する方はこちら

スマートフォンの対応機種を確認する方はこちら

e-Taxはメリットがいっぱい

	自宅からe-Tax	書面提出 (郵送、持参)
送料・交通費	不要	送料 (郵送の場合)・交通費等が必要
添付料	原則 提出省略	原則必要
還付金受け取り期間	提出から3週間程度	1か月～1か月半程度
青色申告控除額	最大65万円!	最大55万円 ※電子帳簿保存の場合を除く
申告書控	すぐに入手・確認 何回でもダウンロード※	原則1つ 郵送の場合 返信用封筒が必要など

※ ダウンロードするには、マイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカードでさらに便利!

マイナンバーカードを使用すると、マイナポータルから医療費や控除証明書等のデータを取得できます。  
※ 初回は事前準備が必要です。詳しくはこちら。

戻る

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



提出方法選択  
「IDパスワード」を利用して申請される方はこちらをクリック

※ 令和6年4月1日時点の画面の情報でご案内しております。(次ページ以降も同じ)

【更正の請求書・修正申告書作成コーナー】-作成する更正の請求書・修正申告書の選択 - プロファイル 1 - Microsoft Edge

画面3

作成する更正の請求書・修正申告書の選択

作成する更正の請求書・修正申告書の年分を選択してください。

令和5年分
  令和4年分
  令和3年分
  令和2年分
  令和元年分
  平成30年分

令和5年分の申告書等の作成

所得税の更正の請求書・修正申告書	作成開始
決算書・収支内訳書（更正の請求・修正申告書）	作成開始
消費税の更正の請求書・修正申告書	作成開始
贈与税の更正の請求書・修正申告書	作成開始

トップ画面へ戻る

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



年分を選択

クリック  
⇒ 画面4に遷移

画面4

マイナポータル連携の選択

マイナポータル連携の選択

確定申告書作成コーナーでは、マイナポータルから証明書等データを取得して申告書等を作成することができます。

**マイナポータルと連携する**

- マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとの連携等の事前準備を完了している方が対象です。

**連携しないで申告書等を作成する**

- 書面で交付された証明書等の内容を直接入力する等して申告書等を作成します。

マイナポータル連携とは

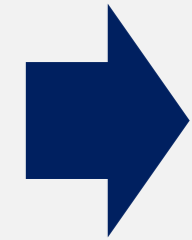
マイナポータル連携の概要を確認したり、連携のための事前準備を行うことができます。

[マイナポータル連携の概要はこちら](#)

事前準備を行う

戻る **次へ進む**

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



本資料では「連携しないで申告書等を作成する」を選択

クリック  
⇒ 画面5に遷移

寄附金受領証明書等のデータをマイナポータル経由で取得し、更正の請求書を作成する際の該当項目に自動入力することができます。

国税庁 令和5年分 更正の請求書・修正申告書作成コーナー

画面5

e-Taxを行う前の確認

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

### ご利用のための事前準備を行います

推奨環境をご確認ください

国税庁において動作を確認した環境です。

OS	Windows 10 Windows 11
ブラウザ	Microsoft Edge (※1) Google Chrome
PDF閲覧ソフト	Adobe Acrobat Reader DC

※1 ChromiumベースのMicrosoft Edgeが対象となります。

WindowsとMacintoshの両方の推奨環境を確認する場合はこちら

スマートフォンにマイナポータルアプリをインストールしてください

マイナンバーカードの読み取りにスマートフォンを利用しますので、マイナポータルアプリをインストールしてください。

⚠ 下のQRコードは、**アプリのインストール用のリンク**です。既にマイナポータルアプリをインストールした方は、読み取る必要はありません。

インストール後は、**スマートフォンを操作せず**、この画面の下にある「利用規約をご確認ください」へ進んでください。詳しくはこちらをご確認ください。

iPhoneの方はこちらから  
アプリをインストール



Androidの方はこちらから  
アプリをインストール



対応端末の確認はこちら

利用規約をご確認ください

確定申告書作成コーナーのご利用の際は、利用規約への同意が必要です。利用規約をご確認いただき、同意された場合は「利用規約に同意して次へ」ボタンをクリックしてください。

確定申告書作成コーナーの利用規約はこちら

戻る 利用規約に同意して次へ

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



国税庁 令和5年分 更正の請求書・修正申告書作成コーナー

画面6-1

QRコード確認

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

### マイナポータルアプリでQRコードを読み取ります

この画面に表示されたQRコードを以下の手順で読み取り、e-Taxの登録状況を確認します。

- スマートフォンで**マイナポータルアプリ**を起動
- アプリ内の画面下部の「**読み取り**」をタップ
- パソコン画面に表示されているQRコードを読み取る

マイナポータルアプリのインストールはこちら

スマートフォンでマイナンバーカードをうまく読み取れないときの確認事項はこちら



マイナポータルアプリでの読み取り方



スマートフォンでアプリをタップして起動

「読み取り」をタップ

パソコン画面に表示されているQRコードを読み取る

提出方法の選択へ戻る

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



「マイナポータルアプリでの読み取り方」のとおりに、スマートフォンで読み取る ⇒ 画面6-2に遷移

※ 本資料はマイナポータルとe-Taxの連携が完了している場合の操作方法を説明しています。完了していない場合は、画面に表示される操作方法に従って進めてください。

読み取り完了

画面6-2

✓ マイナンバーカードの読み取りが完了しました。「次へ」ボタンをクリックして次の画面に進んでください。

(CC-M90025)

次へ

クリック ⇒ 画面6に遷移

クリック ⇒ 画面7に遷移

国税電子申告・納税システム (e-Tax)  
受付システム

画面7

検索完了

住所等検索が完了しました。  
『OK』ボタンをクリックして次の画面に進んでください。

OK

クリック  
⇒ 画面8に遷移

国税庁 Copyright © NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.



更正の請求書・修正申告書作成コーナー

画面8

住所等の情報の確認・訂正

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

e-Tax等への登録情報は次のとおりです

以下の情報により、申告書等を作成します。  
訂正や変更がある場合は、「訂正・変更」ボタンをクリックしてください。

本人情報

氏名(漢字)	国税 太郎
氏名(カナ)	コクセイ タロウ
性別	男
生年月日	昭和43年10月13日
職業	会社員
雇号	国税商店
世帯主の氏名(漢字)	国税 太郎
世帯主からみた続柄	本人
納税地	住所地

中間納付・繰上納付 (令和6年1月12日時点の情報)

振替納税

過去の予定納税額等の金額や確定申告書の作成年分に於いた届出等の情報を確認する場合は、以下より該当する年分にチェックを入れてください。

令和4年分  令和3年分  令和2年分  令和元年分

訂正・変更

申告書等を作成する



クリック  
⇒ 画面9に遷移

【更正の請求書・修正申告書作成コーナー】-更正の請求・修正申告トップ - プロファイル 1 - Microsoft Edge  
 https://www.keisan.nta.go.jp/koseisyusei/r5/syotoku/ta\_top1\_Cor.jsp#bbctrl

画面9

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY  
 令和5年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

更正・修正  
 トップ

更正の請求書・修正申告書の作成フロー

更正の請求書・修正申告書の作成

更正の請求書・修正申告書の送信・印刷

更正の請求書・修正申告書の入力

更正の請求書・修正申告書の入力

更正の請求書・修正申告書の入力

更正の請求書・修正申告書の入力

住所・氏名等入力

更正の請求書・修正申告書の作成コーナー

更正の請求とは、納める税金が多すぎた場合や還付される税金が少なすぎた場合に提出できる場合があります。  
 修正申告とは、既に提出した確定申告書の申告額に誤りがあった場合で、申告をした税額等が実際より少なかったときに、これらの金額を正しい額に訂正するための手続きです。  
 なお、画面の案内等に沿って該当の所得等を入力すると、最終的な税額等の計算結果から、更正の請求が修正申告かが判定され、その計算結果に連した帳票等が作成されます。

確定申告書データ、作成方法等について

1 令和5年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書データをお持ちの方  
 ※ 更正の請求・修正申告前の金額等に確定申告書データを利用するため、入力項目は省略できます。

確定申告書データ利用

2 令和5年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書データをお持ちでない方  
 作成開始

戻る

お問い合わせ

Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

申告済みの確定申告書データをお持ちの場合はこちらをクリック

クリック  
 ⇒ 画面10に遷移  
 本資料では確定申告書データをお持ちでない場合の操作方法を説明しています



【更正の請求書・修正申告書作成コーナー】-生年月日等入力 - プロファイル 1 - Microsoft Edge  
 https://www.keisan.nta.go.jp/koseisyusei/r5/syotoku/ta\_SS\_M720.jsp#bbctrl

画面10

国税庁 更正の請求書・修正申告書作成コーナー  
 令和5年分 所得税

生年月日等入力

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

申告される方の生年月日

昭和 59 年 6 月 3 日

リストボックスから選択

申告内容に関する質問

質問	回答
税務署から青色申告の承認を受けていますか？ 青色申告とは、事業所得や不動産所得等を生ずる業務を営む方が、青色申告承認申請書を税務署に提出して承認（みなし承認を含む。）を受けて行う申告のことです。	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>

前に戻る 次へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

本資料では「いいえ」を選択

クリック  
 ⇒ 画面11に遷移



【更正の請求書・修正申告書作成コーナー】-更正の請求・修正申告前の課税額の入力 - プロファイル 1 - Microsoft Edge

https://www.keisan.nta.go.jp/koseisyusei/r5/syotoku/ta\_top2\_Cor.jsp#bbctrl

画面11-1

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

更正の請求・修正申告前の課税額の入力

更正の請求書・修正申告書を作成する直前の申告書や更正・決定の通知書などのおりに入力してください。  
また、分離課税の所得との損益通算や、前年から繰り越された損失との繰越損失については、(31)欄の自動計算の対象としていません。  
この場合には、申告書の控え等を参照して、「税額」を入力してください。

収入金額等		分離課税の所得はこちら	
事業	営業等 (ア)	課税される所得金額 ((12)-(29))又は第三表	(30) 6,631,000
	農業 (イ)	上の(30)に対する税額 又は第三表(93)	(31) 898,700
不動産	区分1 (ウ)	配当控除	(32)
	区分2 (エ)	投資税額等控除	(33)
給与	区分 (オ)	(特定増改築等) 住宅借入金等 特別控除	(34)
雑	公的年金等 (カ)	収益等寄附金等特別控除	(35) (37)
	雑所得 (キ)	住宅耐震改修特別控除等	(38) (40)
	その他 (ク)	差引所得税額 ((31)-(32)-(33)-(34)-(35) -(36)-(37)-(38)-(39)-(40))	(41) 898,700
総合課税	短期 (ク)	災害減免額	(42)
	長期 (コ)	再差引所得税額 (基準所得税額) ((41)-(42))	(43) 898,700
一時	(カ)	復興特別所得税額 ((43)×2.1%)	(44) 18,872
事業	営業等 (1)	所得税及び復興特別所得税の額 ((43)+(44))	(45) 917,572
	農業 (2)	外国税額控除等	(46) (47)
不動産	(3)	源泉徴収税額	(48) 996,500
利子	(4)	申告納税額 ((45)-(46)-(47)-(48))	(49) -78,928
配当	(5)	予定納税額 (第1期分・第2期分)	(50)
給与	区分 (6)	第3期分の税額 ((49)-(50))	(51) 納める税金
雑	公的年金等 (7)	還付される税金	(52) 78,928
	雑所得 (8)	修正前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に△を記載)	(53)
	その他 (9)	第3期分の税額の増加額	(54)
(7)から(9)までの計	(10)	公的年金等以外の合計所得金額	(55)
総合課税 一時 (7)+(8)+(9)×1/2	(11)	配偶者の合計所得金額	(56)
合計 注1,注2	(12) 8,896,362	専従者控除額の合計額	(57)
社会保険料控除	(13)	青色申告特別控除額	(58)
小規模企業共済等掛金控除	(14)	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	(59)
生命保険料控除	(15)	未納付の源泉徴収税額	(60)

更正の請求前の申告情報を入力  
※ 更正の請求前の確定申告の控え等を参考にしてください。

画面9で、更正の請求前の申告データを利用する場合は、申告済みのデータが反映されます

【更正の請求書・修正申告書作成コーナー】-更正の請求・修正申告前の課税額の入力 - プロファイル 1 - Microsoft Edge

https://www.keisan.nta.go.jp/koseisyusei/r5/syotoku/ta\_top2\_Cor.jsp#bbctrl

画面11-2

雑	公的年金等 (7)		還付される税金 (52)	78,928
	雑所得 (8)		修正前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に△を記載)	(53)
	その他 (9)		第3期分の税額の増加額	(54)
(7)から(9)までの計	(10)		公的年金等以外の合計所得金額	(55)
総合課税 一時 (7)+(8)+(9)×1/2	(11)		配偶者の合計所得金額	(56)
合計 注1,注2	(12)	8,896,362	専従者控除額の合計額	(57)
社会保険料控除	(13)		青色申告特別控除額	(58)
小規模企業共済等掛金控除	(14)		雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	(59)
生命保険料控除	(15)		未納付の源泉徴収税額	(60)
			本年分で差し引く繰越損失額	(61)
			平均課税対象金額	(62)
			変動・臨時所得金額	(63)
			配属者(特別)控除	(21)~(22)
			扶養控除	(23)
			医療費控除	(27)
			寄付金控除	(28)
			合計	(29) 2,264,435

インフォメーション

「本年分で差し引く繰越損失額」・「株式等の譲渡所得等」・「先物取引に係る雑所得等」の金額の入力は、項目名称をクリックして、必要な金額を入力してください(株式等の譲渡損失額、先物取引に係る損失額の入力も併せて、「株式等の譲渡所得等」・「先物取引に係る雑所得等」の項目名称をクリックしてから入力します)。  
また、翌年に繰り越す純損失の額、居住用財産に係る譲渡損失の額及び雑損失の額がある場合には、「本年分で差し引く繰越損失額」の項目名称をクリックしてから入力します。

注1 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例(指法41条の5)、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例(指法41条の5の2)を適用する場合には、申告書第三表の金額(本年分の居住用財産の譲渡損失を控除した後の金額)を合計欄に入力してください(分離課税の所得がある場合で、申告書第四表(損失申告用)を使用して申告された方は、更正の請求書・修正申告書作成コーナーをご利用になれません。書面にて更正の請求書・修正申告書を作成してください。)

注2 申告書第四表を使用して申告されている場合には、申告書第四表(一)の「80」欄の金額か申告書第四表(二)の「92」欄の金額を(12)欄に入力してください(分離課税の所得を申告されている方で、申告書第四表(損失申告用)を使用して申告された方は、更正の請求書・修正申告書作成コーナーをご利用になれません。書面にて更正の請求書・修正申告書を作成してください。)

分離課税の所得

所得の種類	収入金額	所得金額	
土地建物等の譲渡所得	短期譲渡 一般分 (シ)	(66)	
	短期譲渡 軽減分 (ス)		
	長期譲渡	一般分 (セ)	
		特定分 (ソ)	
		軽減分 (タ)	
		一般株式等の譲渡所得等	(チ)
上場株式等の譲渡所得等	(ツ)		
上場株式等に係る配当所得等	(テ)		
先物取引に係る雑所得等	(ト)		
退職所得	(ニ)		

表示内容のクリア

www.keisan.nta.go.jp の内容

画面11-3

TA-W99020  
入力内容に誤りがないかを確認してください。  
誤りがない場合には、「OK」ボタンをクリックしてください。入力された内容を基に計算されます。  
入力内容を確認される場合には、「キャンセル」ボタンをクリックしてください。

(注) 「OK」ボタンをクリックした後に、この画面において金額等を訂正した場合は、その後の「追加訂正等項目の選択」画面で、訂正した項目に必ずチェックを入れてください。  
チェックを入れない場合、訂正した内容が正しく反映されない場合がありますのでご注意ください。

OK

クリック ⇒ 画面12に遷移

戻る 入力終了(次へ)

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存(作成を中断する場合)」ボタンをクリックしてください。

入力データの一時保存(作成を中断する場合)

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 提意見

Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

クリック ⇒ 画面11-3が表示

画面12-1

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

追加訂正等項目の選択

各欄の「ひらく」ボタンをクリックすると、所得や所得控除などの項目名称が表示されます。追加訂正する項目を選択し、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

※ 退職所得のある方は、既に源泉徴収されている場合であっても入力する必要があります。「退職所得」にチェックして入力してください。

※ 収入金額や所得金額など以下の項目に誤りがなく、所得金額の合計や税額計算(例:「課税される所得金額に対する税額」の計算)が誤っていない場合は、申告した所得金額や所得控除などを以下の項目から選択し、次の画面で入力することで正しい金額で自動計算されます。

※ 以下の項目のうち選択できない項目は、更正の請求・修正申告ができない又は更正の請求書・修正申告書作成コーナーでは計算できない項目です。

⇒ 収入金額や所得金額

【総合課税の所得】

事業所得(営業等・農業)  不動産所得  利子所得

配当所得  給与所得  雑所得(公的年金等)

雑所得(業務・その他)  譲渡所得(短期・長期)  一時所得

【分離課税の所得】

土地建物等の譲渡所得  株式等の譲渡所得等

上場株式等に係る配当所得等  先物取引に係る雑所得等

退職所得

⇒ 所得から差し引かれる金額(所得控除)

⇒ 税金の計算(税額控除)

⇒ その他(青色申告特別控除額など)  → [「青色申告特別控除額」にチェックが付けられない場合](#)

更正の請求・修正申告額をクリアする

※ 「更正の請求・修正申告額をクリアする」ボタンをクリックすると、次の画面において入力したデータをすべてクリアすることができます。

※ 作成を中断する場合は、上の「入力データの一時保存(作成を中断する場合)」ボタンをクリックしてください。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



「所得から差し引かれる金額(所得控除)」の「ひらく」をクリック  
⇒ 画面12-2のとおり、画面が変更

画面12-2

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

追加訂正等項目の選択

各欄の「ひらく」ボタンをクリックすると、所得や所得控除などの項目名称が表示されます。追加訂正する項目を選択し、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

※ 退職所得のある方は、既に源泉徴収されている場合であっても入力する必要があります。「退職所得」にチェックして入力してください。

※ 収入金額や所得金額など以下の項目に誤りがなく、所得金額の合計や税額計算(例:「課税される所得金額に対する税額」の計算)が誤っていない場合は、申告した所得金額や所得控除などを以下の項目から選択し、次の画面で入力することで正しい金額で自動計算されます。

※ 以下の項目のうち選択できない項目は、更正の請求・修正申告ができない又は更正の請求書・修正申告書作成コーナーでは計算できない項目です。

⇒ 収入金額や所得金額

【総合課税の所得】

事業所得(営業等・農業)  不動産所得  利子所得

配当所得  給与所得  雑所得(公的年金等)

雑所得(業務・その他)  譲渡所得(短期・長期)  一時所得

【分離課税の所得】

土地建物等の譲渡所得  株式等の譲渡所得等

上場株式等に係る配当所得等  先物取引に係る雑所得等

退職所得

⇒ 所得から差し引かれる金額(所得控除)

雑損控除  医療費控除  社会保険料控除

小規模企業共済等掛金控除  生命保険料控除

地震保険料控除  寄附金控除  寡婦、ひとり親控除

勤労学生控除  扶養控除(16歳未満、申告される方以外の扶養親族も含む。)

配偶者(配偶者特別)控除  障害者控除

※ 基礎控除の額のみを修正する場合は、申告した所得金額や所得控除などの項目を選択し、次の画面で基礎控除以外の項目について入力することで、基礎控除額が正しい金額で自動計算されます。

⇒ 税金の計算(税額控除)

⇒ その他(青色申告特別控除額など)  → [「青色申告特別控除額」にチェックが付けられない場合](#)

更正の請求・修正申告額をクリアする

※ 「更正の請求・修正申告額をクリアする」ボタンをクリックすると、次の画面において入力したデータをすべてクリアすることができます。

※ 作成を中断する場合は、上の「入力データの一時保存(作成を中断する場合)」ボタンをクリックしてください。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



「寄附金控除」にチェック

「寄附金控除」にチェックの上、「入力終了(次へ)」をクリック  
⇒ 画面13に遷移



【更正の請求書・修正申告書作成コーナー】-更正の請求・修正申告額の入力 - プロファイル 1 - Microsoft Edge  
 https://www.keisan.nta.go.jp/koseisyusei/r5/syotoku/ta\_top3a\_Cor.jsp#bbctrl

画面13-1

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY  
 令和5年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

トップ画面 | 事前準備 | 申告書等の作成 | 申告書等の送信・印刷 | 終了

更正・修正トップ | 生年月日等入力 | 更正の請求・修正申告前の課税額の入力 | 追加訂正等項目の選択 | **更正の請求・修正申告額の入力** | 更正の請求・修正申告の内容入力 | 住所・氏名等入力

### 更正の請求・修正申告額の入力

この画面から更正の請求・修正申告後の金額を入力します。  
 更正の請求・修正申告前に入力した内容についても、更正の請求・修正申告後の金額を正しく計算するため、再度入力してください。  
 訂正する項目の名称をクリックして、表示される画面で訂正後の金額に修正してください。  
 なお、更正の請求が修正申告において訂正をする必要がない場合は、更正の請求・修正申告前の内容を入力してください。  
 入力が必要な項目全ての「入力確認」欄が、「入力済み」か「更新あり」となっていることを確認の上、「請求額・申告額を計算する」ボタンをクリックしてください。  
 項目の追加または削除をする場合は、画面下の「戻る」ボタンをクリックしてください。

【収入金額や所得金額】（総合課税）

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
収入金額	円		10,846,362円
所得金額	円		8,896,362円
合計	0円		8,896,362円

【所得から差し引かれる金額】（所得控除）

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
(社会保険料控除)から(基礎控除)までの計	1,887,028円		1,887,028円
基礎控除	円		377,407円
寄附金控除	円		円
所得から差し引かれる金額の合計額	2,264,435円		2,264,435円

【税金の計算】（税額控除）

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
納める税金	円		円
還付される税金	円		78,928円

追加訂正等項目を再選択する

※「追加訂正等項目を再選択する」ボタンをクリックすると、「戻る」ボタンとは異なり、入力した金額等を保持し、計算を行った上で「追加訂正等項目の選択」画面に戻ります。

< 戻る | **請求額・申告額を計算する** | 入力データの一時保存 (作成を中断する場合)

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 検索履歴 | Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



クリック可能な項目(青字になっているもの)を全てクリック  
 更正の請求前の確定申告と同じ内容で入力  
 (※本資料では画面等省略)

入力すると「入力確認」欄に「入力済み」と表示  
 (画面18参照)

「寄附金控除」をクリック  
 ⇒ 画面14に遷移

クリック可能な項目の「入力確認」欄の全てを「入力済み」にせず  
 「請求額・申告額を計算する」をクリックすると、  
 画面13-2のとおり注意喚起が表示

www.keisan.nta.go.jp の内容

画面13-2

TA-E99055  
 未入力等の項目があります。  
 「入力確認」欄が空欄になっている項目を確認してください。

OK

画面13-1に戻る

画面14

【更正の請求書・修正申告書作成コーナー】寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力 - プロファイル 1 - Microsoft Edge

https://www.keisan.nta.go.jp/koseisyusei/r5/syotoku/TaMapSelect?p\_send=ta\_SS\_S761.jsp#bbctrl

更正の請求書・修正申告書作成コーナー

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

証明書等の入力

寄附先等から交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。（最大150件）  
※同一内容の重複入力（特に自動入力されたデータとの重複）にご注意ください。

入力内容の一覧

寄附年月日	寄附金の種類 寄附金の種類（詳細）	支出した寄附金の金額	寄附先の所在地 寄附先の名称	操作
				入力する

データで交付された証明書等の入力

寄附先等から交付された「xmlデータ」（拡張子が[.xml]のもの）を取り込んで自動計算しますか？

はい いいえ

前に戻る 次へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

本資料では、「書面で交付された証明書等の入力」の「入力する」をクリック ⇒ 画面15に遷移



画面15

【更正の請求書・修正申告書作成コーナー】寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力 - プロファイル 1 - Microsoft Edge

https://www.keisan.nta.go.jp/koseisyusei/r5/syotoku/TaMapSelect?p\_send=ta\_SS\_S761.jsp#bbctrl

更正の請求書・修正申告書作成コーナー

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

証明書等の入力

寄附先等から交付された証明書等の入力

書面 寄附金の証明書を1件ずつ入力してください。  
※同一内容の重複入力（特に自動入力されたデータとの重複）にご注意ください。

入力内容

寄附年月日

令和 5 年 4 月 1 日

寄附金の種類

寄附金の受領証明書の入力例、種類の選択についてはこちら

都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税など）

都道府県又は市区町村のどちらに対する寄附が選択してください。

都道府県に対する寄附  市区町村に対する寄附

リストボックスから都道府県名又は市区町村名を選択すると、寄附先の所在地及び名称が自動的に表示されます。  
※市区町村を選択した場合は、「都道府県」、「市区町村」の順にそれぞれ

東京都 八王子市

支出した寄附金の金額

222,000 円

寄附先の所在地（全角28文字以内）

東京都八王子市元本郷町3丁目2-4-1

寄附先の名称（全角28文字以内）

八王子市

上記の寄附金がふるさと納税の対象ではない場合  
ふるさと納税に係る総務大臣の指定がない地方公共団体への寄附は住民税の特例の対象にはなりません。  
入力した寄附金がふるさと納税の対象ではない場合は、以下にチェックを付けてください。

上記寄附金は、ふるさと納税の対象ではない寄附である  
 ふるさと納税の対象ではない寄附金について

キャンセル 別の寄附先を入力する 同じ寄附先をもう1件入力する 入力内容の確認

リストボックスから選択・入力

「都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税など）」を選択

選択（本資料では市区町村）

リストボックスから選択  
選択により、寄附先の所在地・名称は自動入力

入力

「入力内容の確認」をクリック ⇒ 画面16に遷移

寄附先が複数の場合、「別の寄附先を入力する」をクリック  
※本資料は、ふるさと納税の寄附先が1か所の作成例



【更正の請求書・修正申告書作成コーナー】寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力 - プロファイル 1 - Microsoft Edge

画面16

https://www.keisan.nta.go.jp/koseisyusei/r5/syotoku/TaMapSelect?p\_send=ta\_SS\_S761.jsp#bbctrl

国税庁  
令和5年分 所得税 マイナンバーカード 更正の請求書・修正申告書作成コーナー

ご利用ガイド よくある質問 よくある質問を検索

### 寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

#### 証明書等の入力

#### 寄附先等から交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。（最大150件）  
※同一内容の重複入力（特に自動入力されたデータとの重複）にご注意ください。

入力内容の一覧

寄附年月日	寄附金の種類 寄附金の種類（詳細）	支出した寄附金の金額	寄附先の所在地 寄附先の名称	操作
1 令和5年4月1日	都道府県、市区町村に対する寄附金 （ふるさと納税など）	222,000 円	東京都八王子市元本郷 町3丁目24-1 八王子市	訂正 削除

別の寄附金を入力する

データで交付された証明書等の入力

寄附先等から交付された「xmlデータ」（拡張子が.xmlのもの）を取り込んで自動計算しますか？

はい いいえ

前に戻る 次へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



画面15で入力した内容が表示  
誤りがあれば、「訂正」または「削除」をクリック  
追加があれば「別の寄附金を入力」をクリック

クリック  
⇒ 画面17が表示

計算結果確認（寄附金控除、政党等寄附金等特別控除）

画面17

入力された内容を基に計算した控除額は以下の通りです。  
所得税額（国税）が最も少なくなるように自動で判定しています。  
(TA-M761001)

所得控除 【220,000】円  
税額控除 【0】円

OK

控除額を確認し、クリック  
⇒ 画面18に遷移  
※表示は、計算結果であるため、  
支出した寄附金の金額とは異  
なります

画面18

更正の請求・修正申告後の金額を入力します。

この画面から更正の請求・修正申告後の金額を入力します。更正の請求・修正申告前に入力した内容についても、更正の請求・修正申告後の金額を正しく計算するため、再度入力してください。

訂正等する項目の名称をクリックして、表示される画面で訂正後の金額に修正してください。なお、更正の請求が修正申告において訂正をする必要がない場合は、更正の請求・修正申告前の内容を入力してください。

入力が必要な項目全ての「入力確認」欄が、「入力済み」となっていることを確認の上、「請求額・申告額を計算する」ボタンをクリックしてください。

項目の追加または削除をする場合は、画面下の「戻る」ボタンをクリックしてください。

【収入金額や所得金額】（総合課税）

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
給与所得	10,846,362円	入力済み	10,846,362円
所得金額	8,896,362円	入力済み	8,896,362円
合計	8,896,362円		8,896,362円

【所得から差し引かれる金額】（所得控除）

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
(社会保障料控除)から(基礎控除)までの計	1,887,028円		1,887,028円
医療費控除	377,404円	入力済み	377,407円
寄附金控除	220,000円	入力済み	円
所得から差し引かれる金額の合計額	2,484,432円		2,264,435円

【税金の計算】（税額控除）

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
政党等寄附金等特別控除	0円	入力済み	円
納める税金	円		円
還付される税金	123,852円		78,928円

追加訂正等項目を再選択する

※「追加訂正等項目を再選択する」ボタンをクリックすると、「戻る」ボタンとは異なり、入力した金額等を保持し、計算を行った上で「追加訂正等項目の選択」画面に戻ります。

請求額・申告額を計算する

入力データの一時保存 (作成を中断する場合)

このページを印刷

戻る

入力終了(次へ)



画面19

www.keisan.nta.go.jp の内容

TA-W99020

入力内容に誤りがないか確認してください。誤りがない場合には、「OK」ボタンをクリックしてください。入力された内容を基に計算されます。

入力内容を確認される場合には、「キャンセル」ボタンをクリックしてください。

(注) 「OK」ボタンをクリックした後に、「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面において金額等を訂正した場合は、その後の「追加訂正等項目の選択」画面では、訂正した項目に必ずチェックを入れてください。

「追加訂正等項目の選択」画面にてチェックを入れない場合、訂正した内容が正しく反映されない場合や注意メッセージなどが再度表示される場合がありますのでご注意ください。

OK キャンセル

クリック  
⇒ 画面20に遷移

画面20

更正請求内容・修正申告内容の確認

入力内容から自動計算した結果【更正の請求費】を作成します。更正の請求により還付を請求する税額(減少する税額)は、

44,924円です。

(注) 税務署における調査(審査)の結果、金額が異なる場合があります。

入力内容の内訳は次のとおりです。入力に誤りがなければ、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。入力内容を訂正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、入力内容を訂正してください。

【収入金額や所得金額】（総合課税）

項目	更正の請求・修正申告前の金額	更正の請求・修正申告後の金額	差引金額
給与所得	10,846,362	10,846,362	0
所得金額	8,896,362	8,896,362	0
総所得金額	8,896,362	8,896,362	0

【所得から差し引かれる金額】（所得控除）

項目	更正の請求・修正申告前の金額	更正の請求・修正申告後の金額	差引金額
(社会保障料控除)から(基礎控除)までの計	1,887,028	1,887,028	0
医療費控除	377,407	377,404	-3
寄附金控除		220,000	220,000
所得から差し引かれる金額の合計額	2,264,435	2,484,432	219,997

【税金の計算】（税額控除）

項目	更正の請求・修正申告前の金額	更正の請求・修正申告後の金額	差引金額
税額控除を差し引く前の所得税額	898,700	854,700	-44,000
政党等寄附金等特別控除		0	0
再差引所得税額(基準所得税額)	898,700	854,700	-44,000
復興特別所得税額	18,872	17,948	-924
源泉徴収税額	996,500	996,500	0
申告納税額	-78,928	-123,852	-44,924
納める税金			0
還付される税金	78,928	123,852	44,924

【その他】

項目	更正の請求・修正申告前の金額	更正の請求・修正申告後の金額	差引金額
給与所得以外の合計所得金額		8,896,362	8,896,362

このページを印刷

戻る

入力終了(次へ)

入力データの一時保存 (作成を中断する場合)

更正の請求により還付を請求する税額が表示されます。

表示内容を確認し、「入力終了(次へ)」をクリック ⇒ 画面21が表示

画面21

www.keisan.nta.go.jp の内容

TA-W99021

入力内容に誤りがないか確認してください。誤りがない場合には、「OK」ボタンをクリックしてください。次の入力画面に進みます。

入力内容を確認される場合には、「キャンセル」ボタンをクリックしてください。

(注) 「OK」ボタンをクリックした後に「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面において金額等を訂正した場合は、その後の「追加訂正等項目の選択」画面では、訂正した項目に必ずチェックを入れてください。

「追加訂正等項目の選択」画面にてチェックを入れない場合、訂正した内容が正しく反映されない場合や注意メッセージなどが再度表示される場合がありますのでご注意ください。

OK キャンセル

クリック  
⇒ 画面22に遷移

画面22

【更正の請求書・修正申告書作成コーナー】-更正の請求をする理由等の入力 - プロファイル 1 - Microsoft Edge

https://www.keisan.nta.go.jp/koseisyusei/r5/syotoku/ta\_top3f\_Cor.jsp#bbctrl

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

更正の請求をする理由等の入力

以下の内容を入力してください。  
入力が終了したら、画面下の「入力終了(次へ)」をクリックしてください。

更正の請求をする理由等の入力

○ 請求の目的となった申告又は処分の種類  
【任意】

○ 申告書を提出した日、処分の通知を受けた日  
【任意】

令和 6 年 3 月 3 日

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等  
(各欄全角40文字以内、合計全角80文字以内)  
【任意】

更正の請求をする理由、事情の詳細等について、以下に入力してください。  
→入力例はこちら

令和5年中のふるさと納税について記載漏れがあり、寄附金控除額が過少となっていた

○ 添付した書類  
(全角40文字以内)  
【任意】

更正の請求の理由が、  
①一定期間の取引に関する事実に基づくものである場合は、その取引の記録等に基づき請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を  
②①以外のものである場合には請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。  
また、添付した書類について、以下に入力してください。  
なお、提出が必要な書類等については、別途更正の請求書と併せて所轄の税務署に提出してください。  
→入力例はこちら

令和5年中の寄附金受領証明書

通知方法の選択

この更正の請求書に通知等(更正通知書等、国税還付金振込通知書)がある場合、書面に代えてe-Taxで通知を受け取ることができます。  
e-Taxで受け取ることで、書面での保存が不要となり管理が楽になるなどのメリットがあります。  
e-Taxで受け取りを希望しますか?

更正通知書等  
 国税還付金振込通知書

※ 通知書がe-Taxの通知書等一覧に格納された場合、e-Taxにご登録いただいているメールアドレスへお知らせします。マイナンバーカード等でe-Taxにログインして通知書を確認してください。  
通知書の格納方法はこちら

※ e-Taxでの通知ができない場合には、書面で通知書が送付されます。

< 戻る

入力データの一時保存  
(作成を中断する場合)

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



画面23

【更正の請求書・修正申告書作成コーナー】-財産債務調書の作成 - プロファイル 1 - Microsoft Edge

https://www.keisan.nta.go.jp/koseisyusei/r5/syotoku/ta\_top3e\_Cor.jsp#bbctrl

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

財産債務調書の作成

財産債務調書について

令和5年12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する方は、令和6年7月1日(月)までに、財産債務調書を提出する必要があります。  
提出義務者に該当する方は、チェックしてください。  
なお、すでに財産債務調書を提出された方で、今回の更正の請求により財産債務調書の金額等に変更がない場合は、財産債務調書の提出は不要ですので、チェックを付せずに「入力終了(次へ)」をクリックしてください。

12月31日において合計額が10億円以上の財産を保有している。

< 戻る

入力データの一時保存  
(作成を中断する場合)

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



更正の請求前の申告書を提出した日を  
リストボックスから選択・入力

入力例：  
「令和5年中のふるさと納税について記載漏れがあり、寄附金控除額が過少となっていた」

入力例：  
「令和5年中の寄附金受領証明書」  
※添付もれのないようご注意ください。

クリック  
⇒ 画面24に遷移

クリック  
⇒ 画面23に遷移

【更正の請求書・修正申告書作成コーナー】-住所・氏名等入力 - プロファイル 1 - Microsoft Edge

画面24

https://www.keisan.nta.go.jp/koseisyusei/r5/syotoku/ta\_SS\_M709.jsp?routeType=1#bbctrl

更正の請求書・修正申告書作成コーナー

住所・氏名等入力

還付金額について

更正の請求により還付を請求する税額（減少する税額）は **44,924円** です。  
税務署における調査（審査）の結果、金額が異なる場合があります。

受取方法の選択 **必須**

還付金の受取りには、預貯金口座への振込みをご利用ください（申告される方ご本人名義の口座に限ります。）  
公金受取口座を登録済みの方で、当該口座への振込みを希望される場合は、「公金受取口座への振込み（公金受取口座を登録済みの方に限ります。）」を選択してください。  
入りに誤りがあった場合や屋号付名義の口座情報を入力された場合などは、振込不能となり、還付金の振込手続きができませんのでご注意ください。

ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み

ゆうちょ銀行への振込み

ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り

公金受取口座への振込み（公金受取口座を登録済みの方に限ります。）

ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望する場合

記号及び番号	記号 (半角数字5桁)	番号 (半角数字8桁以内)
	01234	01234567

記号及び番号の入力方法

公金受取口座の登録 **必須**

還付金の受取口座を、公金受取口座（他の公的給付等の受け取りにも利用する口座）として登録しますか？  
この口座情報は、個人番号（マイナンバー）等とともにデジタル庁へ登録され、公的給付を支給する行政機関等に提供されます。  
既に公金受取口座を登録済みの場合は、「登録しない」を選択してください。

公金受取口座（制度・メリット等）についてはこちら

※一度公金受取口座を登録していれば、再度登録する必要はありません。既に公金受取口座を登録済みの方が「登録する」を選択した場合、上記に入力した口座情報が、新たに公金受取口座として登録されます。

住所・氏名等の入力

令和6年1月1日の住所は上記と同じですか？

申告書を提出する税務署

提出先税務署 都道府県  税務署名   
リストから都道府県を選択後、税務署名を選択してください。

整理番号 (半角数字8桁)  
01234567  
税務署から送付された申告書等により整理番号が分かる場合は入力してください。  
[この番号を入力してください。](#)

提出年月日 令和  年  月  日  
提出時に手書きしても差し支えありません。



【更正の請求書・修正申告書作成コーナー】-住所・氏名等入力 - プロファイル 1 - Microsoft Edge

画面25

https://www.keisan.nta.go.jp/koseisyusei/r5/syotoku/ta\_SS\_M709.jsp?routeType=1#bbctrl

氏名等

氏名（カナ） セイ（全角11文字以内） メイ（全角11文字以内）  
コクセイ タロウ  
「セイ」と「メイ」欄の合計で12文字以内

氏名（漢字） 姓（全角10文字以内） 名（全角10文字以内）  
国税 太郎

電話番号 (半角数字合計14桁以内) 連絡先区分  
03 - 1234 - 5678

世帯主の氏名  ご自身が世帯主 (全角10文字以内)  
国税 太郎

世帯主からみた続柄 (全角5文字以内)  
本人

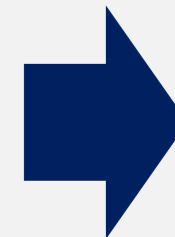
職業 (全角11文字以内)  
会社員

屋号・雅号 (全角30文字以内)  
国税商店

作成を中断する場合は、下の「入力データを一時保存する」ボタンをクリックしてください。

「住所又は事業所等」、「令和6年1月1日の住所」、「氏名」等の基本情報について、申告書等を提出される際には忘れずに記載（入力）をお願いします。

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



受取方法について選択（選択により画面は異なる）  
※本資料では「ゆうちょ銀行への振込み」を選択

公金受取口座を登録する場合は「登録する」をクリック

公金受取口座についていずれかを選択（必須）  
※本資料では「登録しない」を選択

氏名等の情報を入力  
職業：会社員、年金取得者など  
屋号・雅号：自営業の方は入力

クリック ⇒ 画面26-1に遷移

住所等の情報を入力

【更正の請求書・修正申告書作成コーナー】-マイナンバーの入力 - プロファイル 1 - Microsoft Edge

画面26-1

https://www.keisan.nta.go.jp/koseisyusei/r5/syotoku/ta\_SS\_M710.jsp?routeType=1#bbctrl

国税庁 令和5年分 所得税 マイナンバーカード 更正の請求書・修正申告書 作成コーナー

マイナンバーの入力

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

マイナンバーがお分かりにならない場合は、「次へ進む」をクリックし、表示されるメッセージをご確認ください。

氏名	続柄	生年月日	マイナンバー (半角数字12桁)	入力値を表示する
1 国税 太郎	本人	昭和59年6月3日	.....	<input type="checkbox"/>

作成を中断する場合は、下の「入力データを一時保存する」ボタンをクリックしてください。

入力データを一時保存する

前へ戻る 次へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

マイナンバーを入力

クリック  
⇒ 画面 27 に遷移  
※マイナンバー未入力の場合  
⇒ 画面 26-2 が表示

国税庁 令和5年分 所得税 マイナンバーカード 更正の請求書・修正申告書 作成コーナー

画面27

送信前の請求・申告内容確認

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

申告書等はまだ送信されていません。次の画面以降で送信をしてください。

確認する帳票の選択

確認する必要がない帳票については、項目のチェックを外してください。

チェック	項目名
<input checked="" type="checkbox"/>	(更正の請求書)申告書等送信票(兼送付書)
<input checked="" type="checkbox"/>	更正の請求書【請求内容確認票】
<input checked="" type="checkbox"/>	更正の請求入力情報

確認の手順

下の「帳票表示・印刷」ボタンをクリックし、PDFファイルを保存してください。

保存したPDFファイルをAdobe Acrobat Readerで表示し、内容に誤りがないか確認してください。

帳票表示・印刷

作成を中断する場合は、下の「入力データを一時保存する」ボタンをクリックしてください。

入力データを一時保存する

前へ戻る 次へ進む

クリック  
⇒ 「印刷する帳票の選択」で  
チェックされた書類がPDFファイルで  
表示されるので内容を確認

クリック  
⇒ 画面 28 に遷移

警告 画面26-2

マイナンバーの入力がありません。  
法律により申告書等にはマイナンバーの記載が義務付けられていますので、マイナンバーを入力する場合は「はい」をクリックしてください。  
確定申告書（還付申告書を含む）を提出した納税者の本人確認は、申告書に記載されたマイナンバーなどにより行っています。そのため、還付申告書にマイナンバーが記載されていない場合には、不正還付防止のため、納税者の方々の連絡も含め、必要な確認に時間を要するため、還付を保留する期間が長期にわたる場合があります。ご理解とご協力をお願いします。  
なお、マイナンバーカードによるe-Taxをご利用いただくことで手続きをスムーズに行うことができます。

マイナンバーを入力しない場合は、「いいえ」をクリックし、次の画面へお進みください。  
(TA-W710003)

はい いいえ

画面 2 で「印刷して提出」を選択した場合は、  
画面 34 に遷移します。

画面28

送信準備

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

**!** e-Taxには利用可能時間がありますので、送信前に**こちら**をご確認ください。  
 利用可能時間外の場合、画面下の「入力データを一時保存する」ボタンからデータの保存を行い、利用可能時間内に送信してください。  
 送信される書類等については、「送信票兼送付書等印刷」画面にてご確認ください。

申告書に添付するデータ（xmlデータ）の送信

入力された申告書のほか、税務代理権限証書等のデータを一緒に送信しますか？

はい  いいえ

税理士等に関する入力欄

税理士等に関する入力がありますか？

はい  いいえ

登記情報に関する入力欄

登記情報に関する入力がありますか？

はい  いいえ

その他参考事項

その他参考事項に関する入力がありますか？

はい  いいえ

市販の会計ソフト等を利用する場合

送信を中断し、市販の会計ソフト等を利用しますか？

はい  いいえ

マイナンバーカード認証方法の変更

認証方法を変更する場合は、以下のいずれかを選択してください。 **必須**

QRコード  
 ICカードリーダーライター

**i** 作成を中断する場合は、下の「入力データを一時保存する」ボタンをクリックしてください。

入力データを一時保存する

前に戻る **次へ進む**

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



画面29-1

更正の請求書データの送信

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

**e-Tax送信**

更正の請求書データを送信しますので、「送信する」ボタンをクリックしてください。  
 その後、確認画面が表示されますので、「送信を実行する」ボタンをクリックすると、更正の請求書データが送信されます。

送信準備へ戻る **送信する**

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

クリック  
⇒ 画面 29-2 に遷移

画面29-2

**確認**

**i** 更正の請求書データを送信しますが、よろしいですか。  
 ※ 「送信を実行する」ボタンをクリックした後は、操作せずにお待ちください。  
 (KC-MC2001)

キャンセル **送信を実行する**

クリック  
⇒ 画面 29-3 に遷移

画面29-3

**送信完了**

正常に送信が完了しました。

**閉じる**

クリック  
⇒ 画面 30 に遷移

クリック  
⇒ 画面 29 に遷移





画面30

送信結果の確認

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

送信結果の内容

正常に送信が完了しました。

送信結果	以下の内容で令和5年分の更正の請求書データが正常に送信されました。 なお、以下の情報は次の画面以降で印刷する帳票でも確認できます。
提出先	京橋税務署
利用者識別番号	0000-0000-0000-0000
氏名又は名称	国税 太郎
受付番号	0000-0000-0000-0000-0000
受付日時	
種目	所得税及び復興特別所得税の更正の請求（令和5年分）

送信票等印刷へ進む

クリック ⇒ 画面31に遷移



画面31

送信票兼送付書等印刷

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

⚠ 税務署に提出が必要な書類がある場合がありますので、下の「帳票表示・印刷」ボタンから必ずご確認ください。

印刷に当たっての留意事項

- 送信票兼送付書等はAdobe Acrobat Readerで表示・印刷しますので、インストールしていない方は、「推奨環境」のバージョンを確認し、ダウンロードしてください。  
[ダウンロードはこちら](#)
- 送信票兼送付書等は、A4サイズの「普通紙」を使用して、白黒又はカラーで片面印刷してください。
- プリンタをお持ちでない方は、コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して送信票兼送付書等の印刷をすることができます。  
[プリントサービスの詳細はこちら](#)

印刷する帳票の選択

印刷する必要がない帳票については、項目のチェックを外してください。

チェック	項目名
<input checked="" type="checkbox"/>	(更正の請求書)申告書等送信票(兼送付書)
<input checked="" type="checkbox"/>	更正の請求書【請求内容確認票】
<input checked="" type="checkbox"/>	更正の請求入力情報

帳票表示・印刷

手順1 下の「帳票表示・印刷」ボタンをクリックし、PDFファイルを保存してください。

手順2 保存したPDFファイルをAdobe Acrobat Readerで表示し、印刷してください。

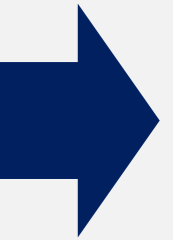
[帳票の印刷や保存で分からないことがある方はこちら](#)

[申告内容の訂正方法についてはこちら](#)

帳票表示・印刷

前に戻る 次へ進む

クリック ⇒ 「印刷する帳票の選択」でチェックされた書類がPDFファイルで表示



クリック ⇒ 画面32に遷移

国税庁 令和5年分 所得税 マイナンバーカード 更正の請求書・修正申告書 作成コーナー 画面32

更正の請求書・修正申告書を送信した後の作業について

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

入力データの保存 入力データを保存しておく。作成を再開する場合に利用。

添付書類の提出準備 以下の添付書類を準備してください。  
 ・取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を記載した書類  
 ・請求額を計算するに当たり使用した計算明細書等（該当する場合のみ）  
 ※税務署より提出書類についての問い合わせや提出のお願い等をする場合があります。詳しくは、所轄の税務署にお尋ねください。

書類の提出  
 提出書類 印刷した送信票（兼送付書）や提出が必要な添付書類  
 提出先 事業所等の所在地の所轄の税務署  
 所轄の税務署を確認する  
 提出方法 下記のいずれかの方法で遅滞なく提出してください。  
 ・郵便又は信書便で送付（送料は各人の負担になります。）  
 信書便とは  
 ・税務署の受付に持参  
 ・税務署の時間外収受箱へ投函

お知らせ  
 ・還付される税金の受取り  
 還付される税金の受取りには、ご本人名義の預貯金口座への振込みをご利用ください（店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合などは振込みできない場合があります。）。  
 ・更正の請求書について  
 税務署では、提出等された更正の請求に係る税額等について調査し、請求が適正であるか等を審査します。その後、内容を通知し、税金の還付がある場合には、還付等を行います。なお、調査等の結果、請求額と通知額とが異なる場合があります。また、更正の請求書をe-Taxで送信した場合の送信された書類等については、「送信票（兼送付書）」にてご確認ください。  
 ・税務職員を装った「振り込み詐欺」などにご注意ください。  
 「振り込み詐欺」にご注意ください  
 には税務職員などにご注意ください

アンケートのお問い合わせ このサイトの改善のため、アンケートにご協力ください。  
 アンケートの回答は任意です。

他の申告書等を作成する方へのご案内 住所・氏名等の情報を引き継いで消費税や贈与税などの更正の請求書・修正申告書や他の年分の更正の請求書・修正申告書を作成することができます。  
 作成しない方は「終了する」ボタンを押してください。

前に戻る

クリック  
⇒ 今回作成したデータを保存  
します。

クリック  
⇒ 画面 33 が表示され、入力等作業は終了

令和05年分の申告書等送信票（兼送付書） 帳票

この送信票（兼送付書）は、電子データで送信した書類をご確認いただくものです。  
 別途書面で提出する書類がある場合、この送信票（兼送付書）とともに住所地等を所轄する税務署へ提出してください。

住所	(〒104-0045) 東京都中央区築地5丁目3-1		
氏名	コクセイ タロウ 国税 太郎		
整理番号	利用者識別番号	0000-0000-0000-0000	
受付日時	受付番号		
税理士等 氏名・名称	税理士等 電話番号	( )	

送信書類名  
 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

別途書面で提出する書類がある場合、書類名を記載してください。

提出（送付）書類名	提出（送付）書類名
令和5年中の寄附金受領証明書	

提出書類の提出方法について

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>この送信票（兼送付書）</li> <li>取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を記載した書類</li> <li>「送信書類名」欄に表示がなく、請求額を計算するに当たり使用した計算明細書等（該当する場合のみ）</li> <li>※税務署より提出書類についての問い合わせや提出のお願い等をする場合があります。</li> </ul>
提出先	郵便又は信書便で送付する場合：右下に表示されている宛先 税務署の受付又は時間外収受箱へ提出する場合：事業所等の所轄税務署
提出方法	以下のいずれかの方法で遅滞なく提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>郵便又は信書便で送付（送料は負担します。）</li> <li>税務署の受付に持参</li> <li>税務署の時間外収受箱へ投函</li> </ul>

還付される税金の受取り  
 還付される税金の受取りには、ご本人名義の預貯金口座への振込みをご利用ください（店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合などは振込みできない場合があります。）。  
 更正の請求書について  
 税務署では、提出等された更正の請求に係る税額等について調査し、請求が適正であるか等を審査します。その後、内容を通知し、税金の還付がある場合には、還付等を行います。なお、調査等の結果、請求額と通知額とが異なる場合があります。また、更正の請求書をe-Taxで送信した場合の送信された書類等については、「送信票（兼送付書）」にてご確認ください。  
 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。  
 国税庁HP (2024.05.15:17:13:08.21)

提出先（郵送等で提出する際に切り離してご利用ください。）  
 ●●●●●●●●  
 ●●市●●町●丁目●番●号  
 ●●税務署 行

※提出先の宛名  
切り離して封筒へ貼るなど  
ご利用ください。

申告書等を持参される場合は、上記（ ）内の税務署へお持ちください。

画面 20 で記載した添付  
書類を記載し送付する。

※提出先の宛名  
切り離して封筒へ貼るなど  
ご利用ください。

確認 画面33

終了してもよろしいですか？  
 ※ 画面内の入力されたデータを全てクリアし、トップ画面に戻ります。  
 (TA-W700001)

画面2で「印刷して提出」を選択した場合は、画面26-2後、こちらの画面に遷移します。

画面34

印刷に当たっての留意事項

「推奨環境」のバージョンを確認し、必ずAdobe Acrobat Readerで帳票を表示・印刷してください。これ以外で印刷した帳票は、機械で文字や数字が読み取れない場合があります。

- 請求書等は、A4サイズの「普通紙」を使用して、白黒又はカラーで片面印刷してください。
- 提出用の請求書等については、3点マークが正しく印刷されているか確認してください。
  - 印刷結果の確認方法はこちら
- プリンタをお持ちでない方は、コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して請求書の印刷をすることができます。
  - プリントサービスの詳細はこちら

印刷する帳票の選択

印刷する必要がない帳票については、項目のチェックを外してください。

チェック	項目名
<input checked="" type="checkbox"/>	更正の請求書【提出用】
<input checked="" type="checkbox"/>	更正の請求書【本人用】
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類台紙
<input checked="" type="checkbox"/>	医療費控除の明細書【提出用】
<input checked="" type="checkbox"/>	医療費控除の明細書【控用】
<input checked="" type="checkbox"/>	更正の請求入力情報

帳票表示・印刷

手順1 Adobe Acrobat Readerをインストールしてください。

手順2 下の「帳票表示・印刷」ボタンをクリックしてください。

手順3 画面右上のフォルダーアイコン（「ダウンロードフォルダーを開く」または「フォルダーに表示」）をクリックしてください。  
※ブラウザでPDFファイルが表示される可能性がありますので、「ファイルを開く」をクリックしないでください。

手順4 保存したPDFファイルを右クリックして、「プログラムから開く」を選択してAdobe Acrobat Readerで表示・印刷してください。  
※Adobe Acrobat Reader以外で印刷した帳票は、機械で文字や数字が読み取れない場合があります。

帳票の印刷や保存で分からないことがある方はこちら

帳票表示・印刷

前へ戻る 次へ進む

クリック  
⇒ 「印刷する帳票の選択」でチェックした書類がPDFファイルで表示

クリック  
⇒ 画面35に遷移



画面35

更正の請求書・修正申告書を印刷した後の作業について

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

入力データの保存

入力データを保存しておくことで、作成を再開する場合に利用することができます。

入力データを保存する

補充記入

以下のリンクを開いて納税地・氏名等の記載方法を確認し、必要に応じて手書きで記入してください。

- 更正の請求書

添付書類の提出準備

以下の添付書類を準備してください。

- 取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を記載した書類
- 請求額を計算するに当たり使用した計算明細書等（該当する場合のみ）

※税務署より提出書類についての問い合わせや提出のお問い合わせ等をする場合があります。詳しくは、所轄の税務署にお尋ねください。

書類の提出

提出書類	印刷した提出用の請求書・申告書や付表などと提出が必要な添付書類
提出先	住所地の所轄の税務署 所轄の税務署を確認する
提出方法	下記のいずれかの方法で提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>郵便又は信書便で送付（送料は各人の負担になります。）               <ul style="list-style-type: none"> <li>信書便とは</li> </ul> </li> <li>税務署の受付に持参</li> <li>税務署の時間外取寄箱へ投函</li> </ul>
控用の請求書・申告書に収受日付印が必要な方	控用の請求書・申告書を、提出用の請求書・申告書と一緒に提出してください。税務署の受付に持参しない場合は、返信用封筒に所要額の切手を貼って一緒に提出してください。

（注）請求書・申告書の控えに押なつた収受日付印は収受の事実を確認するものであり、内容を証明するものではありません。証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。

アンケートのお問い合わせ

このサイトの改善のため、アンケートにご協力ください。アンケートの回答は任意です。

アンケートに回答する

他の申告書等を作成する方へのご案内

住所・氏名等の情報を引き継いで消費税や贈与税などの更正の請求書・修正申告書や他の年分の更正の請求書・修正申告書を作成することができます。作成しない方は「終了する」ボタンを押してください。

他の申告書等を作成する

前へ戻る 終了する

クリック  
⇒ 画面36が表示  
入力作業は終了

令和 0 5 年分の所得税及び復興特別所得税の更正の請求書 添付書類台紙

現在の住所又は事業所等	東京都八王子市明神町●丁目×番▲号	フリガナ氏名	コクセイ タロウ 国税 太郎
-------------	-------------------	--------	-------------------

② の り し ろ

源泉徴収票 (原本)

※ 更正の請求により源泉徴収票の内容を変更しようとする場合や、新たに給与や公的年金等を申告内容に追加する場合には、添付が必要です。

① の り し ろ

本人確認書類 (写)

※ 請求書を提出する際には、毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

◆ マイナンバーカード (個人番号カード) をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

「I 番号確認書類」の写しと「II 身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

I 番号確認書類	+	II 身元確認書類
<p>《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カード (現在の氏名・住所等が記載されている場合に限りです。)</li> <li>・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限りです。)</li> </ul> <p>などのうちいずれか1つ</p>		<p>《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・公的医療保険の被保険者証 (保険者番号及び被保険者等記号・番号部分をマスキング(塗りつぶし)してください。)</li> <li>・パスポート</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・在留カード</li> </ul> <p>などのうちいずれか1つ</p>

○ 請求書の提出に当たっては、上記及び社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除関係書類 (該当するものに限りです。)などを、この台紙にのりつけし請求書と一緒に提出するか、請求書を提出する際に提示してください。

○ 上記以外の書類は、この台紙の裏面や適宜の用紙に貼ってください。

○ 医療費の領収書等は、この台紙に貼らずに、適宜の封筒に入れて提出してください。

ふるさと納税の寄附金受領証明書についても同様

終了してもよろしいですか?  
※ 画面内の入力されたデータを全てクリアし、トップ画面に戻ります。  
(TA-W700001)

はい

いいえ